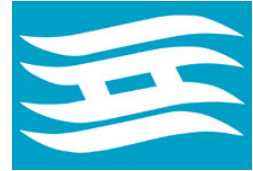


# 兵庫県公報

平成25年8月16日 金曜日 第2518号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 兵庫県漁業調整規則に基づく聴聞の実施（水産課）	1
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	2
○ 保安林の指定施業要件の変更（同）	2
○ 景観影響評価書及び再審査意見書の縦覧（都市政策課）	3
○ 道路の位置指定（建築指導課）	3
<b>公 告</b>	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	3
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	5
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	10
○ 同 上（同）	10
○ 入札公告（管理課）	10
<b>教育委員会告示</b>	
○ 兵庫県指定重要有形文化材の指定の解除	13
<b>警察本部公告</b>	
○ 入札公告	14
○ 同 上	16
○ 同 上	19

## 告 示

### 兵庫県告示第1053号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成25年8月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- |   |         |                  |            |
|---|---------|------------------|------------|
| 1 | 名 称     | 財団法人神戸マリナーズ厚生会   | ポートアイランド病院 |
|   | 所在地     | 神戸市中央区港島中町4丁目6番地 |            |
|   | 認定年月日   | 平成25年8月2日        |            |
|   | 認定の有効期限 | 平成28年8月1日        |            |
| 2 | 名 称     | 市立小野市民病院         |            |
|   | 所在地     | 小野市中町323番地       |            |
|   | 認定年月日   | 平成25年7月21日       |            |
|   | 認定の有効期限 | 平成28年7月20日       |            |
| 3 | 名 称     | 加東市民病院           |            |
|   | 所在地     | 加東市家原85番地        |            |
|   | 認定年月日   | 平成25年7月21日       |            |
|   | 認定の有効期限 | 平成28年7月20日       |            |

### 兵庫県告示第1054号

兵庫県漁業調整規則（昭和41年兵庫県規則第48号）第47条第2項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

平成25年8月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 件名  
漁業関係法令違反に係る停泊命令
- 2 日時  
平成25年 9月 2日（月）午後 1時30分から午後 2時00分まで
- 3 場所  
神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号  
兵庫県庁第 1号館 10階農政環境部会議室



**兵庫県告示第1055号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年 8月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
宍粟市波賀町今市字上ミ山148の 4 から148の 8 まで、148の35
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字上ミ山148の 5、148の 7、148の35（以上 3筆について、次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1056号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 2 の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年 8月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
宍粟市波賀町上野字上東山1799の 1、1799の 5、1799の13、1799の15から1799の22まで、1799の25、1799の28、1799の35、1799の36、1799の38から1799の40まで、1799の52、1799の54、1799の55、1799の14・1799の23・1799の26（以上 3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1057号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の8第1項の規定による景観影響評価書の提出があったので、条例第27条の8の2第1項の規定により、再審査意見書を作成した。ついで、この景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しを条例第27条の9第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成25年 8月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
 名称 ルートインジャパン株式会社  
 代表者の氏名 永 山 泰 樹  
 住所 東京都品川区大井1丁目35番3号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
 名称 (仮称) ホテルルートイン小野  
 所在地 小野市敷地町字ナカヲ1503—1の一部、1503—27、中島町字大下76—1の一部
- 3 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
 縦覧場所 兵庫県土整備部まちづくり局都市政策課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課  
 縦覧期間 平成25年 8月16日から同月29日まで



**兵庫県告示第1058号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成25年 8月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H25西播位置 0004号	25. 7. 31	たつの市龍野町堂本字板田317番4、317番6、 323番5の一部、323番6、324番6、324番7	4.00 5.03	25.91

**公 告**

**特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請**

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、同部管理局文書課県民情報センター、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成25年 8月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 申請受付年月日 平成25年 7月31日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
  - ア 名称 特定非営利活動法人川西市手をつなぐ育成会
  - イ 代表者の氏名 森 寺 美由紀
  - ウ 主たる事務所の所在地 川西市美園町12番11号

## エ 定款に記載された目的

知的障がい者（児）とその家族に対して、地域で安心して生活できる態勢を整えるために必要な支援を提供することで、自立した生活が営める社会の構築と大いなる発展に寄与することを目的とする。

## 2 (1) 申請受付年月日 平成25年7月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人輝きクラブ

イ 代表者の氏名 近 藤 章 夫

ウ 主たる事務所の所在地 小野市市場町255番地

## エ 定款に記載された目的

この法人は、小野市とその近隣地域に対して、ふれあい緑化清掃によるまちづくり輪づくり、無農薬野菜等の生産、福祉施設における移動支援、介護ボランティア育成に関する事業を行い、地域の子どもと高齢者が共にふれあいながら生きがいをづくりを応援し、安心してより快適に暮らせるまちづくりの推進と地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

## 3 (1) 申請受付年月日 平成25年7月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人アイムヒア

イ 代表者の氏名 戸 田 壽 勝

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市栗山町1丁目22番10—105号

## エ 定款に記載された目的

この法人は、タクシー利用者に対して情報発信・啓発事業を行うこと、タクシー事業者・乗務員の資質向上のための啓発事業、高齢者や障害者等に配慮したタクシー乗り場・乗降方法の研究開発を行うこと、防災のための啓発及び被災者への支援事業を行うことで、地域安全、まちづくりの推進、災害救援を図る活動に寄与することを目的とする。

## 4 (1) 申請受付年月日 平成25年7月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人三つの木

イ 代表者の氏名 堀 内 貴 史

ウ 主たる事務所の所在地 三木市別所町西這田1丁目348番地の2

## エ 定款に記載された目的

この法人は、三木市及びその周辺の地域を中心とした高齢者に対して、見守り事業、日常生活に必要な情報提供及び支援に関する事業を行うことで高齢者の孤立化を防ぐ等、より豊かな暮らしづくりに寄与することを目的とする。

## 5 (1) 申請受付年月日 平成25年7月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人福祉サービス経営調査会

イ 代表者の氏名 塚 口 伍喜夫

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市福沢町115番地

## エ 定款に記載された目的

この法人は、福祉サービス事業者等福祉サービスの推進に関わる者に対して福祉サービス事業経営の透明化と高品質のサービスを提供するための調査・研究や介護分野への市民の参入を促す研修・訓練などの事業を行い、福祉サービス事業経営の発展と介護支援、子育て支援などの地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

## 6 (1) 申請受付年月日 平成25年7月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人SPORTS CLUB POCO a POCO

イ 代表者の氏名 一 井 淑 人

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市広畑区西蒲田309番地

## エ 定款に記載された目的

この法人は、姫路市を中心とした住民に対して、スポーツに関する事業を行い、運動の機会や場の提供を通じて、運動への関心・意欲を高め、一人ひとりのニーズに合わせたスポーツを楽しむことができ



## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人創作工房ゆう

イ 代表者の氏名 山 口 隆 義

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市北条宮の町109番2

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人たちに対して、創作・表現活動を通じた社会参加促進や生活支援に関する事業を行い、社会全体の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## 5 (1) 申請受付年月日 平成25年 7月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人みんなの労働文化センター

イ 代表者の氏名 村 上 昌 憲

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市小中島1丁目12-4

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域で自立して生きたいと望む障害者に対して、働く場や生活の場の提供、生活のサポートなど障害者の自立支援、社会参加に関する事業を行い、障害者の地域福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## 6 (1) 申請受付年月日 平成25年 7月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人歴史文化財ネットワークさんだ

イ 代表者の氏名 堺 久仁子

ウ 主たる事務所の所在地 三田市狭間が丘2丁目6番地1

エ 定款に記載された目的

この法人は、三田市民をはじめとする広く一般の人々に対して、三田の歴史や文化財への理解と関心を深めてもらうことを旨とし、それらを活用した学習支援や情報発信及びさまざまな事業を行うことで郷土愛を育てかつ郷土の歴史を伝え、地域の歴史遺産や文化財を活力としたまちづくりや地域の活性化に寄与することを目的とする。

## 7 (1) 申請受付年月日 平成25年 7月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ハートフルガーデン中播磨

イ 代表者の氏名 福 永 正 彦

ウ 主たる事務所の所在地 神崎郡福崎町大貫653番地1

エ 定款に記載された目的

この法人は、中播磨及び周辺地域に対して、オープンガーデンを通じての地域住民との交流会の開催、花を活かしたまちづくりのための研修会やセミナー・講演会の開催並びに育苗・植栽、環境保全のための里山整備、医療福祉分野におけるガーデニング等に関する事業を行い、地域社会の活性化や潤いと安らぎのあるまちづくりに寄与することを目的とする。

## 8 (1) 申請受付年月日 平成25年 7月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人日本タッチカウンセリング協会

イ 代表者の氏名 出 口 典 子

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市甲子園七番町17番16-103号

エ 定款に記載された目的

この法人は、乳幼児や高齢者及び障害者はもちろんのこと幅広い年齢層の方々に対して、家庭や離婚問題・人間関係・子育て等に関する相談支援、保護者に対するタッチカウンセリングの技術指導講習開催、幼児・児童の保育と親子教室開催、暮らしと子育て等に関するセミナー講座開催、タッチカウンセラー資格認定と支援、他団体の開催イベントへの参加協力に関する事業を行い、タッチ(心のふれあい・スキンシップ)とカウンセリングを融合したタッチカウンセリングにより生まれる愛情と信頼関係で心の健康促進を図り、乳幼児や高齢者及び障害者を含む地域住民の健康福祉の向上に寄与することを目的とする。

9(1) 申請受付年月日 平成25年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ひなた

イ 代表者の氏名 金 居 久美子

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市御国野町御着237番地 1

エ 定款に記載された目的

この法人は、末期がんや難治性疾患を主とする疾病や障害を持って、在宅療養されている方とその家族を支援するために、看護・介護等サービスを中心とした事業を行い、在宅終末期医療福祉、地域福祉の増進及び在宅看護の発展に寄与することを目的とする。

10(1) 申請受付年月日 平成25年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人長尾すぎの子クラブ

イ 代表者の氏名 山 中 俊 一

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市山本東2丁目8番20号 長尾地区センター

エ 定款に記載された目的

この法人は、定員超過のため学童保育に入会できない待機児童等に対し、放課後・夏休み等期間中の居場所づくり、スポーツ・文化・環境保全活動支援及びこれらに必要な指導者の育成に関する事業を行い、市民と行政が協力し、地域児童の安全の確保及び健全育成を図り、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

11(1) 申請受付年月日 平成25年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ハート・ケア・ステーション

イ 代表者の氏名 佐 藤 薫

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市野口町古大内302番地の2

エ 定款に記載された目的

この法人は、在宅で援助が必要な地域の高齢者、障害者、それらの家族、その他のケアを必要とされる方などの地域住民に対して、居宅介護や介護に関する相談支援、身寄りのない高齢者や障害者の家族役となる事業を行い、福祉の向上、いきがいを実感でき、安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

12(1) 申請受付年月日 平成25年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人コミュニティアートセンタープラッツ

イ 代表者の氏名 岩 崎 孔 二

ウ 主たる事務所の所在地 豊岡市大手町4番5号

エ 定款に記載された目的

この法人は、豊岡市及びその周辺地域に居住する住民に対して、文化芸術創造活動を中心とした各種の市民活動に関する事業を行い、同地域の文化芸術活動の発展並びに同地域住民の生きがいを増大させることに寄与することを目的とする。

13(1) 申請受付年月日 平成25年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人いぶき

イ 代表者の氏名 中 川 武 明

ウ 主たる事務所の所在地 相生市矢野町上124番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して障害の軽減と地域社会への参加に関する事業を行うと共に、地域社会への貢献を行い、障害者が共に生活できる社会の実現に寄与することを目的とする。

14(1) 申請受付年月日 平成25年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人支援の会ひまわり

イ 代表者の氏名 小 泉 邦 昭

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市今津水波町1-7

エ 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の腎臓病等の要介護者に対して、通院・通所支援ならびに介護・福祉用具貸与に関する事業を行うことにより、腎臓病等に冒された人々が、快適な社会生活を過ごすことができるまちづくりに寄与することを目的とする。

15(1) 申請受付年月日 平成25年7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ジョイフル

イ 代表者の氏名 中 林 弘 明

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市南塚口町二丁目29番35号 ツカブラッツビル2F

エ 定款に記載された目的

この法人は、在宅で介護が必要な高齢者や障がい者に対して、介護保険法、障害者自立支援法に基づくサービス等を行うとともに、地域の人々に支えられる住民主体の地域交流事業を行い、すべての人々がすこやかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

16(1) 申請受付年月日 平成25年7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人心幸

イ 代表者の氏名 岡 田 達 之

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市大津区天神町1丁目48番6号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害児（者）に対して、在宅サービスに関する事業を行い、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

17(1) 申請受付年月日 平成25年7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人淡路島アートセンター

イ 代表者の氏名 久 保 拓 也

ウ 主たる事務所の所在地 洲本市本町8丁目4番11号

エ 定款に記載された目的

この法人は、淡路島を主なフィールドとして、アートプロジェクトの企画・運営を行い、アートを通してすべての人に表現やコミュニケーションの機会を提供し、まちづくりの推進や淡路島の魅力の発信をすることにより、広く社会貢献することを目的とする。

18(1) 申請受付年月日 平成25年7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人おおきな木

イ 代表者の氏名 矢 島 孝 保

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市常光寺1丁目19番6号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障害者に対して、介護保険法及び障害者自立支援法に基づく事業を行うとともに、こどもたちを含む地域すべての人々が交流できるコミュニティづくりに関する事業を行い、地域に住む人々が互いに助け合い、支えあうことによって、生涯生き生きと暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

19(1) 申請受付年月日 平成25年7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ばれっと

イ 代表者の氏名 山 本 健 一

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市大黒老丁目3番地 有川ビル

エ 定款に記載された目的

この法人は、精神障害を持つ人達の自立と社会参加が実現できるよう、精神障害者の生活や就労を支援する事業及び精神障害に関する啓発・相談事業など、精神保健福祉に関する支援事業を行い、すべての人々が認めあい、支えあいながら、ともに生きる豊かな地域社会作りに寄与することを目的とする。



20(1) 申請受付年月日 平成25年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人芦屋市国際交流協会

イ 代表者の氏名 橋 谷 静 子

ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市海洋町7番1号

エ 定款に記載された目的

この法人は、芦屋市を中心とした兵庫県に住む外国人を支援し、日本人と世界各国の人たちとの交流を深めるために、語学教室、在住外国人の日常生活支援、国際親善交流事業開催、及び国際交流に関する調査研究・情報提供事業を行うとともに、芦屋市の国際交流活動を支援、必要に応じて施設管理の指定を受託し、国際交流関係団体の支援事業等を行い、地球上のすべての人たちが文化や価値観の違いを認めて尊重しあい、みんなが家族であるという意識を共有する社会を創造することを目的とする。

21(1) 申請受付年月日 平成25年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人新生コーチ・カウンセラー起業支援協会心結K I Z U N A

イ 代表者の氏名 岩 崎 恵 美

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市甲子園洲島町8番19号

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、心の健康を支えるためのコーチ・カウンセラー等の育成と自立をサポートする各種支援事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる社会システムの構築に寄与することを目的とする。

22(1) 申請受付年月日 平成25年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人アメニティ2000協会

イ 代表者の氏名 清 水 彬 久

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市北昭和町3番20号

エ 定款に記載された目的

この法人は、平和を築くところをもって、広く市民に対して、歴史的資産の保存や自然との共存を担うナショナル・トラストの推進及び文化の基盤にエコロジカルな生活の座を回復するための諸事業を行い、環境の尊重を視点にした「やさしい文化の創造」に寄与することを目的とする。

23(1) 申請受付年月日 平成25年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人川西もみの木

イ 代表者の氏名 山 下 ひろ子

ウ 主たる事務所の所在地 川西市清和台東四丁目3番地の18

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援及び社会参加の促進に関する事業を行い、障害者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

24(1) 申請受付年月日 平成25年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人歴史と出会うまちづくり船場城西の会

イ 代表者の氏名 永 濱 修

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市琴岡町266番地1

エ 定款に記載された目的

この法人は、姫路市内外の人々に対して、姫路城のバッファゾーンである船場城西地域における、歴史や街並みなど地域資源を活かしたまちづくりに関する事業を行い、活力ある地域社会の構築とともに歴史文化の継承・発展に寄与することを目的とする。

25(1) 申請受付年月日 平成25年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人パーサー実践哲学研究所

イ 代表者の氏名 大 越 俊 夫

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区御影二丁目12番30号

エ 定款に記載された目的

この法人は、不登校、引きこもりをはじめ現代社会に息苦しさを感じている若者、また、その父母に対して、心身の癒しと学び、交流の場の創造に関する事業を行い、共生の精神のもと、その若者たちの元気回復に寄与することを目的とする。

26(1) 申請受付年月日 平成25年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人みちくさ

イ 代表者の氏名 大 前 衛

ウ 主たる事務所の所在地 篠山市八上内567番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、社会参加促進や生活支援に関する事業を行い、障害者の生活の増進に寄与することを目的とする。



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年 8月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市米田町塩市字明田106番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
高砂市米田町米田894番地の 3  
タカミ建設株式会社 代表取締役 三 宅 芳 弘
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成25年 7月19日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第 1－2－2号（25高砂）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年 8月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
小野市市場町字南山926番444から926番447まで、926番444地先里道
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
東京都目黒区東が丘 2 丁目 5 番21号  
独立行政法人国立病院機構 理事長 桐 野 高 明
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成24年10月 9日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第 1－10号（24小野）



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年 8月16日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
自動体外式除細動器及び付属品等一式 163台
  - (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
  - (3) 納入期限  
平成25年10月10日（木）正午
  - (4) 納入場所  
兵庫県庁西館大会議室 神戸市中央区下山手通5—10—1
  - (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。
- 2 一般競争入札参加資格
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
  - (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込み及び入札の方法等
- 入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。
- (1) 書面による入札
    - ア 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県出納局管理課 担当 登里  
電話（078）341-7711 内線4937 F A X（078）362-3928
    - イ 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成25年8月16日（金）から同月22日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（午後0時30分から午後1時30分までを除く。）
    - ウ 入札の日時  
平成25年8月30日（金）午後2時 兵庫県庁西館 1階小入札室
    - エ 入札書の提出期限  
上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成25年8月29日（木）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。
  - (2) 電子による入札  
兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。
    - ア 参加申込みの期間  
平成25年8月16日（金）午後9時から同月22日（木）午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
    - イ 入札の日時  
平成25年8月27日（火）午後5時から同月30日（金）午後2時まで
    - ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。
- 4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成25年8月16日（金）から同月22日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、午後0時30分から午後1時30分までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、平成25年8月16日（金）から同月22日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、8月22日（木）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

(7) 仕様確認申込書

(4) 仕様に適合していることを確認できる製品カタログ等

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成25年8月27日（火）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年8月28日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成25年9月17日（火）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

One automated external defibrillator (AED) and its accessories (Quantity:163sets)

(3) Delivery date: By the midday of October 10, 2013

(4) Delivery place:

Large Conference Room, Hyogo Pref. Government West Wing

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 August 22, 2013

(6) Deadline for tender:

14:00 August 30, 2013 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 August 29, 2013 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr.Noborizato, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4937

教 育 委 員 会 告 示

兵庫県教育委員会告示第8号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により、次の指定有形文化財が平成25年8月7日付けで重要文化財に指定されたので、兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第5条第4項の規定により、兵庫県指定重要有形文化財の指定は解除された。

平成25年8月16日

兵庫県教育委員会

委員長 西村 亮 一

種 別	文化財の名称	所 在 地	所有者	指 定 年月日
	堀家住宅 34棟 主屋 浜座敷 裏座敷 内蔵 乾蔵 二番蔵 浜蔵 三番蔵			

<p>重 要 有 形 文 化 財</p>	<p>建造物</p>	<p>四番蔵 五番蔵 大乾蔵 八番蔵及び九番蔵 六番蔵及び七番蔵 東蔵 十番蔵 味噌部屋 柴小屋及び漬物部屋 コナシ部屋 養蚕部屋 牛小屋 裏座敷便所 長屋門 附 方除御守1枚 文化十三年 の記のあるもの 浜座敷南門 西門 東門 露地門 オウラ北門 ヒガシカド北門 玄関東塀 南塀 北塀 オウラ東塀 裏座敷南塀 裏座敷東塀 宅地 4,410㎡(たつの市龍野町 日飼字前垣内291番地)</p>	<p>たつの市龍野町日飼字前 垣内291番地、293番地1、 293番地3、294番地1</p>	<p>堀 謙二</p>	<p>平成23年 3月18日</p>
--	------------	--	--	-------------	------------------------

警 察 本 部 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年 8月16日

契約担当者

兵庫県警察本部長 塩 川 実喜夫

1 調達内容

- (1) 件名  
運転者管理システムネットワーク等（賃貸借）
- (2) 契約期間  
平成26年1月1日（水）から平成30年12月31日（月）まで
- (3) 履行場所及び仕様  
入札説明書による。
- (4) 入札方法  
上記(1)の調達について単価により入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額

(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 永瀬  
電話(078)341-7441 内線2253
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成25年8月16日(金)から同月30日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成25年9月27日(金)午前11時15分 兵庫県警察本部 4階入札室
- (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年9月26日(木)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年9月26日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
免除
- (4) 入札者に求められる義務  
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類を平成25年8月30日(金)までに提出すること。  
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件  
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。  
イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成25年10月4日(金))までであること。





兵庫県警察本部長 塩 川 実喜夫

## 1 調達内容

## (1) 件名

運転免許用電子計算機システム機器（賃貸借）

## (2) 契約期間

平成26年 3月 1日（土）から平成31年 2月28日（木）まで

## (3) 履行場所及び仕様

入札説明書による。

## (4) 入札方法

上記(1)の調達について単価により入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 永瀬

電話（078）341-7441 内線2253

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成25年 8月16日（金）から同月30日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成25年 9月27日（金）午前11時 兵庫県警察本部 4階入札室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年 9月26日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年 9月26日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

## 免除

## (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類を平成25年8月30日（金）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までには提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成25年10月4日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の総額の金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札は、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。

## (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (7) 契約書作成の要否

要作成

## (8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Mikio Shiokawa, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.

## (2) Nature and quantity of the products to be purchased:

Driver's license Computer System Machinery

## (3) Lease period:

March 1, 2014 - February 28, 2019

## (4) Delivery place:

As in the tender explanation

## (5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 August 30, 2013

## (6) Deadline for tender:

17:00 September 26, 2013 by mail



上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年9月26日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年9月26日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

免除

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書及び仕様書で示した物品のカタログ等の書類を平成25年8月30日（金）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成25年10月4日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の月額賃貸借料（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Mikio Shiokawa, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.

- (2) Nature and quantity of the products to be purchased:

Fingerprint information management system

- (3) Lease period:

From February 1, 2014 through January 31, 2019

- (4) Delivery place:

The place that Hyogo Prefectural Police H.Q. nominate

- (5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 August 30, 2013

- (6) Deadline for tender:

17:00 September 26, 2013 by mail

11:00 September 27, 2013 by direct delivery

- (7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Okajima, Facilities Section, Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, hyogo 650-8510

TEL (078) 341-7441 Ext. 2254